

<b>受講者情報</b>				
■氏名		■氏名(英表記)		
■部署 / 役職				
■会社名				
■住所 〒				
■Email				
■Tel		■Fax		
■職種				
■企業規模 (従業員数)	<input type="checkbox"/> 1-9名 <input type="checkbox"/> 100-249名	<input type="checkbox"/> 10-24名 <input type="checkbox"/> 250-499名	<input type="checkbox"/> 25-49名 <input type="checkbox"/> 500-999名	<input type="checkbox"/> 50-99名 <input type="checkbox"/> 1000名以上

**受講料：** ¥250,000 + 消費税 / 1名

**お支払期日：** 申込書受理次第、上記住所へ請求書をご郵送いたします。お申込日から起算して14日以内にお支払いください(土日・祝祭日を除く)

**受講日：** 2019年5月28日(火) ~ 29日(水)

**会場：** CYBERGYM Tokyo

**ご署名欄**

申込日 年 月 日

※本正式申込書にご記入・ご署名いただき、以下の送付先へご提出いただくことにより、正式申込とみなされます。

※本お申込書提出により席の確保をさせていただきます。但し、本お申込書ご提出後は、裏面の規定(キャンセル条項)に従い、受講料金の総額の100%のキャンセル料が発生致します、ご留意ください。

※個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、当社からお客様へのお問い合わせ内容に関する回答のため使用致します。

ご記入いただいた情報をもとに、当社が取扱うIT関連の会議、展示会、トレーニングおよび関連するマーケティングサービスのご案内を差し上げることがございます。

お客様のご承諾がない限り、登録された個人情報を第三者に開示・提供致しません。

ご案内送付などの為に当社が選定した企業へお客様の情報の取扱いを業務委託する場合がございますので予めご了承下さい。その際、委託先が個人情報の適切な取扱いを行うように管理致します。

詳しくは当社の個人情報保護方針 (<http://nanooptmedia.jp/privacy>) をご覧ください。

■申込書送付先  
Cyber Security Expert Training 運営事務局 (株) ナノオプト・メディア 内 セールズ担当 Email : [contact@f2ff.jp](mailto:contact@f2ff.jp)  
〒163-1512 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー12F TEL : 03-6258-0590 FAX : 03-6258-0598

事務局 記入欄	受理日	担当者	承認	備考

## Cyber Defense Essentials 2 days (supports Hybrid) 受講規約

### 1条【本規約の適用及び遵守】

本規約は、表面記載のCyber Defense Essentials 2 days (supports Hybrid)（以下「本トレーニング」という。）におけるトレーニングプログラム受講契約（以下「受講契約」という。）に適用されるものとする。

### 2条【受講契約の成立】

- （1）受講契約は、株式会社ナノオプト・メディア（以下「甲」という。）が表面の受講正式申込書を、表面記載の申込書送付先にて、電子メールにより受領したときに成立する。（以下、受講契約の申込者である同契約の一方当事者を「乙」という。）
- （2）受講料金は、表面記載の料金表による。
- （3）受講正式申込書に記載の受講料金の金額が、表面記載の料金表による算定額と異なる場合は、表面記載の料金表による算定額での受講契約の申込みとみなす。
- （4）乙は、受講契約の申込みにあたり、本規約を承認し、本規約を遵守することを同意したものとみなされる。

### 3条【受講料金の支払い】

- （1）乙は、受講料金の総額を、甲からの請求に従い、受講契約成立日から起算して14日以内に支払うものとする。
- （2）受講料金の総額とは、受講料金に受講契約成立時点で適用される消費税率により算定される消費税を加算したものを指す。
- （3）受講料金の総額の支払いは、甲指定の銀行口座に振り込む方法（振込手数料は乙の負担とする。）で行う。

### 4条【キャンセル料の負担】

- （1）受講契約成立後に乙が自身の都合により受講契約の全部又は一部をキャンセルした場合、乙は、甲に対し、下記のキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を支払う。

記

キャンセル料発生時期	キャンセル料
受講契約成立後	受講料金総額の100%

- （2）乙は、キャンセル料が、甲が受講契約の対象たるトレーニングの受講に関して負担する経費、受講契約の対象たる受講枠を他の受講者へ提供する機会の喪失その他の甲が被る損害に対する賠償であることに同意する。

### 5条【禁止行為】

乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、乙の受講する権利を第三者に譲渡したり、転貸してはならない。

### 6条【その他の条件及び規則に対する同意及び遵守】

乙は、本規約の他、随時甲が本トレーニングの十分かつ安全な運営のために設ける追加的な条件及び規則（甲が乙に交付し又は甲のホームページ上で閲覧可能な状態にした本トレーニングに関する文書を含む。）に同意し、これらに定められた内容を遵守する。

### 7条【受講契約の解除】

- （1）受講契約成立後、次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、何らの催告を要することなく、受講契約を解除することができる。
  - ①乙が本トレーニングの性質に鑑み適切でない甲が判断したとき
  - ②乙が他の本トレーニング受講者の迷惑になる等本トレーニングの円滑な進行を妨げると甲が判断したとき
  - ③乙が甲又は他の本トレーニング受講者の迷惑となる行動をしたとき
  - ④乙の役職員又は関係者が暴力団その他反社会的勢力に該当することが判明した場合その他乙の本トレーニングへの参加が不適切であると甲が判断したとき
  - ⑤乙が3条1項に違反したとき
  - ⑥乙が5条に違反したとき
  - ⑦乙が6条に違反したときその他乙が本規約に違反し、甲からの催告にかかわらず、催告後直ちに違反を是正しないとき
- （2）前項により受講契約が解除された場合、乙は、甲に対し、違約金として、受講料金の総額に相当する金額を支払う（受講契約の解除時点で既に乙が甲に対し受講料金の総額を支払っている場合、甲は、当該受講料金の総額を違約金として充当する。）。

### 8条【準拠法及び裁判管轄】

- （1）受講契約は日本法によって解釈される。
- （2）受講契約に起因して生じるあらゆる紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄を有する。

### 9条【トレーニングの停止、中止等】

- （1）甲は、戦争、火災、ストライキ、地震、法規制、天災地変、公共交通機関若しくはユーティリティ・サービスの停止、その他甲が支配できない原因（以下「不可抗力」という。）により必要な場合、本トレーニングの会場、開催期間及び開催時間の変更を行うことができる。乙は、当該変更を理由に、受講契約の解除又は受講契約の申込みを取消することはできない。
- （2）不可抗力により、本トレーニングの全体若しくは一部が停止され若しくは本トレーニングが開催されなかったとき、甲は、乙に対し、乙より受領した受講料金の総額の返還は一切行わない。

### 10条【免責】

- （1）甲及び甲の役職員は、乙、乙の役職員及び乙の取引先（訪問者を含む。）に対し、甲の責めに帰すことのできない本トレーニングにおける事故、盗難、地震等の天災地変から生じたいかなる損害、損失及び費用についても責任を負わない。
- （2）甲は、乙と本トレーニングにおける他の受講者との間で生じた紛争につき何らの責任を負わないものとし、当該紛争については、乙において解決するものとする。
- （3）甲は、乙が本トレーニングにおける目的を達せられなかったとしても、その責任を負わない。
- （4）甲が乙に対し受講契約又は本トレーニングに起因して何らかの損害賠償義務を負うことがあったとしても、当該賠償額の上限は、受講契約における受講料金の総額とする。

### 11条【個人情報の取扱い】

乙は、乙が受講契約又は本トレーニングの受講に関し記入し甲に提出した情報のうち、個人情報について、次の各号記載の内容を承諾する（なお、甲は、法令等による開示・提供義務が課される場合を除き、乙の承諾がない限り、当該個人情報を第三者に開示・提供しないものとする。）。

- ①甲が取り扱うIT関連の会議、トレーニング、これらに関連するマーケティングサービスの案内に個人情報を利用すること
- ②前項の利用にあたり、甲が、選定した企業に対し個人情報の取扱いを業務委託する場合があること（当該業務委託の場合、甲は、委託先が個人情報の適切な取り扱いを行うよう管理する。）。